

山口県報

平成20年
10月10日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課).....一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課).....二

卸売業務の廃止の届出(流通企画室).....四

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....五

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....七

土地改良区役員届出(農村整備課).....七

土地改良事業の完了届出(農村整備課).....七

土地改良事業の完了(農村整備課).....七

選管告示

不在者投票のできる病院の指定.....八

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正(二件).....八

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正.....九



山口県告示第四百八十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所 在 地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 力 (N ^m /時)	工 事 着 手 予 定 日 付	工 事 完 成 予 定 日 付	使 用 開 始 予 定 日 付
四六一二	一、八〇〇	平成二〇、 一、一、一	平成二〇、 一、一、三〇	平成二〇、 一、一、三〇
備考「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				連 続 二 四 時 間 変 動 な し

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
四六一二	一〇	二、九	〇・〇五
	二、〇〇〇	二、一〇〇	〇・〇五
	五	一〇	
	検出せず	検出せず	
	検出せず	検出せず	
	検出せず	検出せず	
	通 常 最 大	通 常 最 大	

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 10 排 水 口	No. 8 排 水 口	No. 7 排 水 口	No. 6 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
							水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	"	八・三	"	七・五	七・二	七・四	通 常 最 大	九、六	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	四・二	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	二〇	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	一三	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	二五	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	二・五	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	一七・八	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	四八	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	〇・二二	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	二七	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	七〇五・六	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	通 常 最 大	八五、三三四・六	通 常 最 大

山口県告示第四百八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月十日から同月三十日まで

供する。

平成二十年十月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供する廃ガス洗浄施設
 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
 (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種別	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
		通常	最大	
二四一二	変更前	七	七・五	一
	変更後	〃	〃	三

備考 「二四一二」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
	通常	最大	通常	最大	
好気性排水処理設備	変更前	二二	三・八〇・二	二・五	四六六・一
	変更後	〃	〃	〃	五三九・一
総合排水処理設備	変更前	七・五	五七・二	一・八三・七	四六六・一
	変更後	〃	〃	〃	五〇九・二

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No.10 排水口		No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 6 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
"	七・五	"	"	"	八・三	"	"	"	七・五	"	七・二	"	七・四	通	排水水の汚染状態の値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	常	水素イオン濃度 (水素指数)	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	九・六	最	排水水の汚染状態の値
四・二	四・六	"	"	"	三・一	"	"	"	三・五	"	六・七	"	一・三	大	
"	二〇	"	"	"	"	"	四・五	"	一五	"	"	"	二〇	最	排水水の汚染状態の値
"	一三	"	"	"	"	"	七	"	一八	"	二二	"	一五・九	大	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二五	最	排水水の汚染状態の値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二・五	大	
五・八	五・九	"	"	"	"	"	〇・六	"	〇・六九	"	一・二	"	一七・八	通	排水水の汚染状態の値
"	一三	"	"	"	"	"	三	"	六	"	五	"	四八	常	
"	〇・三二	"	"	"	〇・〇六	"	"	"	〇・〇五	"	〇・〇六	"	〇・〇五	最	排水水の汚染状態の値
"	二	"	"	"	"	"	"	"	〇・二	"	"	"	〇・八	大	
七七、七〇五・六八五、三三四・六	七七、五六二・四八五、〇九五・四	"	八五二、一二〇	"	六四八、〇〇〇	"	九一、二〇〇	"	三六、七五〇	"	四四、六一七・九	"	二三三、七二八・八二九、九三八・八	通	排水水の一日当たりの量(m³)
"	"	"	八五二、一二〇	"	六四八、〇〇〇	"	九一、二〇〇	"	五一、五二四	"	四六、七九六	"	"	常	

変更後
"
"
四・二
"
"
"
"
"
五・八
"
"
七七、七〇五・六
八五、三三四・六

山口県告示第四百八十五号
山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第十条の規定により、次のと

おり卸売の業務の廃止の届出があった。

平成二十年十月十日

山口県知事 二井 関成

許可番号 卸売業者の名称 第五七号 式会社	卸売業者の住所 岩国市尾津町五丁目一番一号	地方卸売市場の名称 岩国市地方卸売市場	地方卸売市場の所在地 岩国市尾津町五丁目一番一号	取扱品目の部類 水産物部	廃止年月日 平成二〇、三
--------------------------------	--------------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------	-----------------

山口県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年十月十日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
下関市安岡土地改良区
認可年月日
平成二〇、九、三〇



(三九二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年十月十日から平成二十一年二月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 シーモール下関ショッピングセンター
所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名称 株式会社下関大丸 住所 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 代表者の氏名 平井 健二
- 名称 下関商業開発株式会社 住所 " " 八号 代表者の氏名 吉田 実

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マルイチ前田商事株式会社	変更前 前田 登	変更後 前田 豊明
--------------------------------------	---	-------------	--------------

届出年月日
平成二十年九月十九日

変更年月日
平成二十年三月二十二日

届出年月日
平成二十年九月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 シーモール下関ショッピングセンター
所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社下関大丸 住所 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 代表者の氏名 平井 健二

三 変更に係る事項の概要
名称 下関商業開発株式会社 住所 " " 八号 代表者の氏名 吉田 実

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 有限会社レポリユーシヨシカ	変更前 大阪市北区曽根崎二丁目八番一五号	変更後 大阪市中央区備後町三丁目六番二号
--------------------------------------	--	-------------------------	-------------------------

届出年月日
平成二十年九月十九日

変更年月日
平成二十年三月二十四日

届出年月日
平成二十年九月十九日

変更年月日
平成二十年三月二十四日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

五 変更年月日 平成二十年九月十九日	四 届出年月日 平成二十年九月十九日	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
		株式会社ブルーベル	伊藤 清史	津田 務	株式会社ブルーベル	伊藤 清史	津田 務	株式会社ブルーベル	伊藤 清史	津田 務	株式会社ブルーベル
		変更に係る事項		変更に係る事項		変更に係る事項		変更に係る事項		変更に係る事項	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
		業を行う者の氏名又は名称		業を行う者の氏名又は名称		業を行う者の氏名又は名称		業を行う者の氏名又は名称		業を行う者の氏名又は名称	
		変更		変更		変更		変更		変更	
		前		前		前		前		前	
		変		変		変		変		変	
		更		更		更		更		更	
		後		後		後		後		後	
		後		後		後		後		後	

四 届出年月日 平成二十年九月十九日	三 変更に係る事項の概要	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
		株式会社小澤	株式会社スタジオアリス	株式会社小澤	株式会社スタジオアリス	株式会社小澤	株式会社スタジオアリス	株式会社小澤	株式会社スタジオアリス	株式会社小澤	株式会社スタジオアリス
		変更に係る事項		変更に係る事項		変更に係る事項		変更に係る事項		変更に係る事項	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
		業を行う者の氏名又は名称		業を行う者の氏名又は名称		業を行う者の氏名又は名称		業を行う者の氏名又は名称		業を行う者の氏名又は名称	
		変更		変更		変更		変更		変更	
		前		前		前		前		前	
		変		変		変		変		変	
		更		更		更		更		更	
		後		後		後		後		後	
		後		後		後		後		後	

五 変更年月日
平成二十年七月三十一日

(三九三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年五月三十日山口県公告(二三一)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十年十月十日から同年十一月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十月十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドン・キホーテ宇部店

所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三九四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年十月十日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
岩国市川下土地改良区	理事	石崎 栄一	岩国市旭町二丁目二番一九号
"	"	山福 薫	旭町三丁目九番三〇号
"	監事	為重 正	川下町三丁目五番三〇号

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
岩国市川下土地改良区	理事	石崎 栄一	岩国市旭町二丁目二番一九号
"	"	山福 薫	旭町三丁目九番三〇号
"	監事	為重 正	川下町三丁目五番三〇号

岩国市川下土地改良区	理事	廣田 和夫	岩国市川下町二丁目二番一〇号
"	"	為重 正	川下町三丁目五番三〇号
"	監事	石崎 栄一	旭町二丁目二番一九号

(三九五) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年十月十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
美祢市	三光地区 ほ場の整備	平成一六、七、一六	平成二〇、三、二五

(三九六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十年十月十日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営秋穂長沢地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十年三月二十五日

一 事業の名称

県営河内中堤・竹堤地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十年三月二十五日



山口県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

平成二十年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名称	所在地	指定年月日
萩むらた病院	萩市大字今古萩町三〇の一	平成二〇、九、二五

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(昭和六十二年山口県選挙管理委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「医療法人財団池友会下関リハビリテーション病院」を「社団法人巨樹の会下関リハビリテーション病院」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十三号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成元年山口県選挙管理委員会告示第二十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「医療法人社団康香会しげおか病院」	萩市大字今古萩町三〇の一	平成元、六、一九
「医療法人南和会みどり病院」	玖珂郡由宇町三五九の一	〃
「医療法人南和会みどり病院」	岩国市由宇町三五九の一	平成元、六、一九

改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月十日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

「下松市大字笠戸島四五六の八」を「下松市大字来巻九四四の一」に改める。

平成二十年十月十日印刷
平成二十年十月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）